

令和3年

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会
会議録

第2回（8月）定例会

8月12日開会～8月12日閉会

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会

令和3年第2回（8月）伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会会議録目次

○議事日程（第1号）	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	1
○開会の宣告	2
○開議の宣告	2
○議事日程の報告	2
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	2
○諸般の報告	2
○行政報告	2
○一般質問	3
杉山誠君	3
○報告第1号の上程、説明、質疑	8
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○閉会の宣告	19
○署名議員	20

令和3年第2回（8月）伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会

議事日程（第1号）

令和3年8月12日（木曜日）午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告
日程第5 一般質問
日程第6 報告第1号 令和2年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算の繰越明許費の報告について
日程第7 議案第6号 令和2年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計歳入歳出決算の認定について
日程第8 議案第7号 令和3年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第1回）
日程第9 議案第8号 伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約の一部変更について
日程第10 議案第9号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の指定金融機関の指定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（8名）

1番 黒須淳美君	2番 青木靖君
3番 三田忠男君	4番 杉山誠君
5番 鈴木俊治君	6番 八木基之君
7番 笹原恵子君	8番 山本昭彦君

（5番鈴木俊治君 遅刻届提出）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

管理 者 菊地 豊君	副 管理 者 山下正行君
会計管理 者 原 恵子君	事務局長 原田一郎君
計画係長 水口直樹君	

職務のため出席した者の職氏名

書記 西島圭美

開会 午前9時30分

◎開会の宣告

○議長（ 笹原恵子君） 皆さん、おはようございます。これより令和3年第2回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会を開会いたします。

○議長（ 笹原恵子君） 議事進行の都合で暫時休憩いたします。

休憩 午前9時30分

再開 午前9時31分

○議長（ 笹原恵子君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎開議の宣告

○議長（ 笹原恵子君） ただいまの出席議員は7名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（ 笹原恵子君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、管理者以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告を申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（ 笹原恵子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、8番山本昭彦議員、1番黒須淳美議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（ 笹原恵子君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。本定例会の会期は、本日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（ 笹原恵子君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（ 笹原恵子君） 日程第3、諸般の報告を行います。監査委員からの法に基づく例月出納検査結果につきましては、お手元に配付した資料のとおりであります。以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（ 笹原恵子君） 日程第4、行政報告を行います。管理者より、発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

〔管理者 菊地豊君登壇〕

○管理者（菊地豊君） 皆さんおはようございます。令和3年第2回伊豆市伊豆の国市廃

棄物処理施設組合議会定例会の冒頭に当たり、行政報告を申し上げます。

新ごみ処理施設整備・運営事業の建設工事の進捗状況についてご報告いたします。5月臨時会の際に申し上げましたとおり、現在は工場棟の建物部分の基礎工事を引き続き進めており、それと並行して、7月からはプラント機器の設置と地上建屋の建設が始まっております。地上建屋の建設開始にあたって、7月15日に、作業の安全を祈願する立柱式が、事業者により執り行われました。プラント機器につきましては、7月より、工場棟1階部分の焼却灰搬送コンベヤの設置が開始されました。現在は、2階部分にストーカー炉本体の設置を進めており、今年度中に大半のプラント機器の設置を完了する予定となっております。

工事の進捗状況につきましては、6月13日に新ごみ処理施設運営協議会を開催し、周辺5区を代表する委員の皆様方に説明させていただきました。また、両市市民の皆様には、新ごみ処理施設建設ニュース第2号を作成し、広報紙8月号に併せて各戸配布させていただきました。

次に、工事の追加費用についてご報告いたします。建設地の地質状況から、契約時には予見できなかった対策が必要となつたため、組合議会2月定例会において工期の変更承認をいただき、工事を進めてまいりました。今般、この追加費用が確定したため、7月14日の組合議会全員協議会において、その詳細をご説明させていただきました。本日は、後ほど、この変更契約のご審議をお願いするところでございます。

申し上げましたとおり、今後は、大型機械の設置と建屋部分の建設が進み、地上部分の工事が目に見える形で大幅に進むことになります。これまででも近隣住民の皆様を始め、周辺地区の皆様には大変ご協力をいただいております。引き続き、ご理解とご協力をお願いするとともに、議員の皆様におかれましても、当事業へのご理解ご協力をお願いします、行政報告といたします。

○議長（笹原恵子君） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（笹原恵子君） 日程第5、一般質問を行います。今回は、1名の議員より、発言の通告がございました。申し合わせにより、1回目の発言は登壇し一括質問とし、2回目以降は自席で一問一答方式ということでお願いいたします。また、質問時間は、再質問を含めて、30分以内とされておりますので、通告時間内でお願いいたします。なお、質問通告時間の残りにつきましては、残時間表示計に表示されます。また、終了10分前と1分前にはベルにて残り時間をお知らせいたします。これより質問を許可いたします。

4番、杉山誠議員。

[4番 杉山誠君登壇]

○4番（杉山誠君） 皆さんおはようございます。4番、杉山誠です。議長の許可をいたしましたので、通告に従い一般質問を行います。件名は、新ごみ処理施設の災害対策について、です。管理者に答弁を求めます。

平成17年に伊豆の国市伊豆市廃棄物処理施設組合準備会が設立され、この9月で17年の歳月が流れようとしています。思い返せば、伊豆市堀切と伊豆の国市スポーツワールド跡地と、2度にわたる建設候補地交渉の挫折を経て、平成26年12月に佐野区民の皆さんの理解をいただき、建設地が決定。その後、一旦は順調に進むように思われたのですが、今度は、事業費に関わる様々な意見が寄せられることとなり、予算成立までの道の

りは、簡単ではありませんでした。様々な困難を乗り越え、佐野の地で着々と進む施設建設を目にすると、感慨深いものがあります。現施設の老朽化は深刻で、新施設の完成を心待ちにしているとのお話を伺うたびに、スケジュール通りの工事進展を祈るとともに、優れた処理能力への期待が膨らむ昨今であります。

さて、近年は気候変動により、台風や豪雨による被害が全国で頻発しています。さらに、熱海市伊豆山で発生した土石流による災害の状況を目の当たりにし、災害対策への住民の関心が非常に高まっていると考えられます。

新ごみ処理施設の災害対策については、これまでの組合議会でも説明がなされ、十分に議論してきたところではありますが、市民の関心も高いことと思いますので、確認の意味で、次の3点について改めて質問させていただきます。

一つ目は、狩野川洪水の浸水被害想定に対する新ごみ処理施設の対策はどのように取られているのでしょうか。

二つ目は、伊豆市土砂災害ハザードマップによると、新ごみ処理施設の建設地は土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されています。これについての対策はどうになっているのでしょうか。

三つ目は、予想される大規模地震への対策はどうになっているのでしょうか。

以上、答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（ 笹原恵子君） 杉山議員の質問に対し答弁を願います。管理者。

〔管理者 菊地豊君登壇〕

○管理者（菊地豊君） ただいまのご質問にお答えいたします。初めに一つ目、狩野川洪水の浸水被害想定に対する対策について、でございます。静岡県が公表している、狩野川の計画規模の洪水浸水想定区域図において、建設地の浸水想定は標高73mとなっております。これに対しまして、本事業の敷地標準計画高さは、浸水想定より2m高い、標高75mに設定しており、計画規模の浸水には十分耐えうるものとなっております。

二つ目に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域としての対策について。ご質問のとおり、建設地は、静岡県により土砂災害警戒区域に指定されており、その中の一部は土砂災害特別警戒区域に指定されております。これについては、建設に伴い新設する市道に沿って高さ1.5m、幅104mの土石流対策防護壁を設置し、施設を保護するようしております。この防護壁は、特別警戒区域とされている部分に対応し、かつ、ごみの搬入搬出路への影響が最小限となるように設置いたします。

また、建設地に隣接する準用河川待沢川の上流部、これは東側の上流部になりますが、国の直轄事業として砂防堰堤工事が進められており、建設地付近一帯の安全性の向上が期待されております。

次に三つ目、大規模地震への対策については、国土交通省の「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準拠し、耐震性を確保しております。大規模地震発生時にも十分に施設の機能が確保できる構造となっております。以上です。

○議長（ 笹原恵子君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。再質問はござりますか。杉山議員。

○4番（杉山誠君） それでは再質問させていただきます。最初に浸水対策について確認したいのですが。狩野川の計画規模の浸水想定には対応できているということですけれども、伊豆市の狩野川洪水ハザードマップを見ると、計画規模浸水域に加えて、上流の48時間総雨量828ミリの降雨を河川氾濫の条件とした想定最大規模浸水域が示されてお

ります。これに対する本施設の対策はどのようになっているでしょうか。

○議長（笹原恵子君） 杉山議員の質問に対し、答弁をお願いします。事務局長。

○事務局長（原田一郎君） 事務局の原田でございます。ご質問にお答えさせていただきます。伊豆市のハザードマップにあります想定最大規模浸水域は、平成31年3月に静岡県が公表したデータに基づくものであり、これは、狩野川上流での48時間の総雨量が828ミリという、想定しうる最大規模の降雨を想定したものであります。この想定における建設地の浸水は、先ほど管理者からお答えしました計画規模にプラス2mとなる、標高75mと想定されています。これに対しまして、本事業の敷地標準計画高さは、標高75mで整備しており、あわせまして、建物内の床の高さを20cm高くすること、重要な機械の基礎を床面より20cmから30cm高く設置すること、電気室や中央制御室等の特に重要な機器を2階以上に設置する、などの対策をとっております。また、ごみの搬入や人の出入りのため地盤高を上げられない箇所につきましては、止水板の設置を予定しております。これらの対策で、最大想定規模の浸水にも対応できるものと考えております。以上でございます。

○議長（笹原恵子君） 再質問はございますか。杉山議員。

○4番（杉山誠君） 想定しうる最大規模の降雨をもとに、浸水想定標高73mに対して2m高い75mに敷地高を設定して、さらに床の高さや重要な機械の基礎を高くして、また、電気室や中央制御室などを2階以上に設置する。また、基盤高を上げられない箇所については止水板などを設置するということで、二重三重の対策が計画されていることはわかりました。ただ、一つ心配なことがあるのですけれど。それはそもそも、浸水想定高がこのように標高で示されているということです。河川の氾濫というのは、その河川断面に対して許容される水量を超えたときに起こると思われます。河床に土砂が堆積して河川断面が減少すれば、当然、流下能力が落ちて水位も上昇することが想定されますが、建設地周辺の河川の状況に対してもどのように認識しているでしょうか。

○議長（笹原恵子君） 答弁をお願いします。管理者。

○管理者（菊地豊君） 議員ご指摘のとおり、このごみ焼却施設は、極めて安全性を高く設計し、そして、焼却熱を利用して発電するなど、災害時にも稼働できるということを大きな売りにしております。したがって、通常ですと、津波で言えばL2に想定するところは千年に1回、あきらめるとして、実用的な設計にする施設も多々あります。しかしその中で、この施設においては、最大の洪水高においても耐えられるような設計、対策を取っております。それが一つ大前提。したがって、非常に防災のスペックが高い。その中で、議員ご指摘のように、「そうは言つたって、川の高さが変われば、変わるじゃないか」、まさにそのとおりで、今、国のはうも、国土強靭化をさらに、これは国会のほうでしっかり議論していただき、与党にもご理解いただいて、予算が付けられたことにより、国管理、県管理の河川の浚渫がかなり進んでいます。狩野川も、国管理の修善寺橋から下流のみならず、上流部の県管理においても、相当、浚渫工事をやっていただきました。これは、県と市がこれからもしっかりと連携を取って、こういった大きな影響にならないように、これからも要望してまいりたいと思っております。現状においては、そこの脅威はかなり低くなっていると考えております。

○議長（笹原恵子君） 杉山議員。

○4番（杉山誠君） ハザードマップで示された想定には対応できている、また、河川の状況の変化にも、とりあえず懸念されることはないということを伺いました。そこでも

う一つ確認したいですけれど、伊豆市のホームページでは、日向池、いわゆる早霧湖のハザードマップも公表されておりますけれども、狩野川の浸水対策と同様に対応できているということでおろしいでしょうか。

○議長（笹原恵子君） 管理者。

○管理者（菊地豊君） この東側の山側も、議員はご存じだと思いますけれど、北狩野地震の時に被害を受けたり、そういう構造を我々も承知しておりましたので、当初はかなり対策が必要だと考えておりました。その結果、待沢川には二つの砂防堰堤、まずは一つは、これは稼働するまでに完成する。それからもう一つ、これは大変ありがたいことに、静岡県のほうで、日向のほうを強化する工事も、ほぼ終わったのではないでどうか。このような対策で、これまで危険度が高いといいますか、経験のある下流域の皆さんが大変不安を抱いていた、早霧湖の防災工事、強靱化工事、それから待沢川の工事、それも二重の工事、そういうことで、相当程度、梶山地区それから日向地区の皆さんのが安全度が高まったと、このように認識をしております。

○議長（笹原恵子君） 杉山議員。

○4番（杉山誠君） 次は、土砂災害対策についてなのですが、土石流被害の具体的な想定数値と、その対策となる防護壁の強度、少し専門的になるのですが、これほどにならっているでどうか。

○議長（笹原恵子君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（原田一郎君） 静岡県が公表しています想定につきましては、建設地への土石流の最大力が1m²あたり26.4キロニュートンとなっております。1キロニュートンをおよそ0.102トンの力と考えますと、1m²あたり約2.7トンの力がかかるというものでございます。想定の土石流の高さは1.2m、幅82.1mとなっており、これに対して本施設では、最大力1m²あたり33.0キロニュートンに耐えられる、高さ1.5m、幅104mの土石流対策防護壁を築造しております。以上でございます。

○議長（笹原恵子君） 杉山議員。

○4番（杉山誠君） かなり頑強に造られているというふうに認識しました。あと、最初の答弁にもありましたけれど、待沢川上流の国直轄砂防堰堤のお話がありましたけれど、市の所管ではないにしても、この砂防堰堤の性能とか、得られる効果についてどのように認識しているでどうか。

○議長（笹原恵子君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（原田一郎君） 現在、国土交通省によりまして、今年度完成予定の第1砂防堰堤の建設が進められており、大雨や地震等で発生する土石流や流木を防ぎ、災害を未然に防ぐ効果が期待できます。また、砂防堰堤の下流部には、鋼製スリットダムも施工し、流下してきた流木を捕捉する、というふうに聞いております。以上でございます。

○議長（笹原恵子君） 再質問はありますか。杉山議員。

○4番（杉山誠君） 上流部は森林ですので、過去の災害でも、流木によって、非常に破壊力を持った流木が様々な災害をもたらしたということがありますので、今お話にありましたように、流木をせき止める装置、備えもあるということで、一つ安心材料かな、と思います。

次に地震対応についてなのですが、大規模地震にも対応できる耐震性を確保しているということですけれども、大規模地震発生時には停電が発生して、施設に損傷がなくても廃棄物処理が滞ってしまった事例が多くあります。災害時には多くの災害廃棄物

が発生します。また、停電により冷蔵庫が使えなくなり、肉や魚などをはじめ、大量の廃棄食品が発生し、生活環境が著しく不衛生になることが過去の被災地でも起こっています。市民生活を守るために一時も早い廃棄物処理が求められます。その点、新施設については、ごみの焼却により発電を行うため、そのような場合の大きな役割が期待されます。大規模地震発生後に停電が発生した場合の施設の自立稼働について、これまでの議論の確認になりますけれども、あらためて説明を求めます。

○議長（笹原恵子君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（原田一郎君） ご質問にお答えします。大規模地震により停電となった場合には、非常用発電機に切り替わり、一度、施設を安全に停止させます。その後、異常箇所の確認や、損傷等について点検したのち、非常用発電機により再び施設を起動し、起動後はごみの焼却による発電により自立稼働ができます。また、起動後はごみを焼却することで発電が継続されることから、施設への避難者のスマートフォンの充電やテレビ等の電源供給が可能となります。以上でございます。

○議長（笹原恵子君） 杉山議員。

○4番（杉山誠君） 災害時にも稼働できるということで、大きな価値が生まれると思います。建屋の耐震性についてですけれども、十分な耐震性を有するということで、理解はできたのですけれど、ごみ処理施設などの場合、複雑な配管がめぐらされ、それも高温にさらされる箇所も多くあると思います。一般的にごみ焼却施設の場合は配管、それもジョイント部が損傷を受けることが多いとされていますけれども、その対策についてはいかがでしょうか。

また、地震後の損傷箇所の確認や点検についてのマニュアル、さらに、再稼働させるための事業継続計画、いわゆるBCPの策定についてはいかがでしょうか。

○議長（笹原恵子君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（原田一郎君） ご質問にお答えします。配管等の対策につきましては、配管の曲がり部分にはフレキシブル管を使うことや、配管の曲がりの回数を多くすることで揺れを吸収して損傷を防ぐ設計となっております。

地震後の点検等のマニュアルということでは、要求水準書において、運営・維持管理にあたっての様々な実施マニュアルを作成し、事前協議を行った上で組合の承諾を受けることとなっており、概ね運営開始の半年前までにまとめるよう計画しております。またBCPにつきましては、事業提案において、初動計画・事業継続計画・事業復旧計画からなる事業継続マネジメント計画を策定することとなっております。以上でございます。

○議長（笹原恵子君） 杉山議員。

○4番（杉山誠君） 耐震については理解が深まりました。

再稼働後、非常に優れた設備でありますので、再稼働後に発電ができる自立稼働できることですから、その発電電力について少し伺いますけれど。余剰電力は売電することになっているのですけれど、当然、停電時ですので、電線網が破壊されて、売電はできない状況になると思います。その余剰電力について、施設への避難者のスマートフォン充電やテレビ等の電気供給ということを伺いましたけれど、施設が自立稼働できるだけでも素晴らしいという考え方もありますけれど、私はさらにこの余剰電力の有効利用を考えてはいかがかな、と思います。

新ごみ処理施設整備基本方針には四つの基本方針が示され、災害対応、エネルギー回

取、地域貢献、経済性などが明記されております。この中で地域貢献について考えたときに、被災住民への電気供給が可能ではないかと考えます。

具体的には、停電時に電気自動車を活用して避難所などへの電気供給が行われた事例や、その計画を既に策定している自治体もあることから、電気自動車への給電設備を検討してはいかがかな、と思います。今、世界は電気自動車の普及に向けて大きく動いています。災害時の電気供給源として、また、将来的には公用車の電気供給源としても活躍すると思いますがいかがでしょうか。

○議長（笹原恵子君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（原田一郎君） ご質問にお答えします。今回、電気自動車専用の急速充電設備の設置につきましては、予定はしておりませんが、停電時に電気自動車の充電を行うための家庭用一般給電設備については、駐車場付近に設けられますよう、現在、事業者と協議を進めております。今後、電気自動車を活用した避難所などへの電気供給の際に、利用していただけるものと考えております。以上です。

○議長（笹原恵子君） 杉山議員。

○4番（杉山誠君） 以前に計画されていなかったものですから、一步前進かな、と思います。エコの面から考えても、いくら災害時といっても、ごみ焼却で出た余熱を、電気が行き所がなければ、放出してしまうわけで、さらに工夫を凝らして、市民の生活の助けになるような施設に充実していくことがいいかな、と思います。

これは最後になりますけれど、災害発生時に、佐野区を始め、近隣住民の一時的な避難場所としての役割も期待しております。どのような計画になっているでしょうか。

○議長（笹原恵子君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（原田一郎君） ご質問にお答えします。本施設では、社会科見学の児童と作業員等を合わせた160人を最大の滞在人数として想定し、3日間滞在可能となるように非常食・水・毛布等の他、懐中電灯やカセットコンロ等も常備いたします。土砂災害や大規模地震等によって交通網が寸断された場合などの、近隣住民の皆様の一時的な避難所としての役割も念頭に置いていることから、構成市の防災部局とも連携し、近隣住民の皆様のご意見も伺いながら、一時的な避難場所としてのあり方の詳細を決定してまいりたいと思っております。

○議長（笹原恵子君） 杉山議員。

○4番（杉山誠君） 終わります。

○議長（笹原恵子君） よろしいですか。これにて、4番、杉山誠議員の一般質問を終了いたします。以上で一般質問を終わります。

○議長（笹原恵子君） ここで、10時10分まで休憩といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時10分

○議長（笹原恵子君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開します。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（笹原恵子君） 日程第6、報告第1号「令和2年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算の繰越明許費の報告について」を、議題といたします。管理者から、

提案理由の説明を求めます。管理者。

[管理者 菊地豊君登壇]

○管理者（菊地豊君） 報告第1号について提案理由を申し上げます。本案は、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和2年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算の繰越明許費の繰越額を報告するものです。詳細について、事務局長に説明をさせます。

○議長（笹原恵子君） 事務局長に内容説明を求めます。事務局長。

[事務局長 原田一郎君登壇]

○事務局長（原田一郎君） 報告第1号の補足説明をさせていただきます。議案書の3ページをお願いいたします。こちらは令和2年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算繰越明許費の繰越計算書となります。

2件ございますが、いずれも、3款衛生費、1項清掃費の新施設整備事業でございます。新ごみ処理施設設計・施工監理業務委託料387万8,000円、(仮称)伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設建設工事6億1,787万円は、令和3年2月9日に議決いただきました、令和2年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算(第2回)において設定された繰越明許費でございます。こちらのうち、新ごみ処理施設設計・施工監理業務委託料は設定額と同額の387万8,000円、(仮称)伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設建設工事は3億5,812万円を令和3年度に繰越すものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（笹原恵子君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございますか。

○議長（笹原恵子君） ないということでよろしいでしょうか。

それでは、質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（笹原恵子君） 日程第7、議案第6号「令和2年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。管理者。

[管理者 菊地豊君登壇]

○管理者（菊地豊君） 議案第6号について提案理由を申し上げます。本案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和2年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付けて、議会の認定をお願いするものでございます。

令和2年度に実施した主な事業といたしましては、施設建設工事、設計・施工監理業務、施設整備の技術支援業務、さらに、施設整備に伴う配水管布設工事がございます。

決算の詳細について、事務局長に説明をさせます。

○議長（笹原恵子君） それでは、事務局長に内容説明を求めます。事務局長。

[事務局長 原田一郎君登壇]

○事務局長（原田一郎君） それでは、議案第6号、令和2年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計決算について、内容を説明させていただきます。

表紙に、「令和2年度 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合 岁入歳出決算書」と記載してございます冊子の6ページをご覧ください。令和2年度組合会計の歳入総額は12億7,628万8,757円、歳出総額は9億114万6,669円となり、歳入歳出差引額は、3億7,514

万2,088円となりました。

ページを戻っていただきまして、決算書2ページ、3ページをお願いいたします。歳入歳出決算書の歳入でございます。1款1項負担金から4款1項繰越金までの合計で、予算現額12億7,629万1,000円に対し、調定額12億7,628万8,757円、収入済額も同額で12億7,628万8,757円となりました。不納欠損額、収入未済額はございませんでした。

次の4ページ、5ページをお願いいたします。歳出でございます。1款1項議会費から4款1項予備費までの合計で、予算現額12億7,629万1,000円に対し、支出済額9億114万6,669円、翌年度繰越額3億6,199万8,000円、不用額1,314万6,331円となりました。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。決算書附属書類、歳入歳出決算事項別明細書の歳入でございます。1款1項1目構成市負担金は、2市からの負担金でございます。当組合の会計は、国庫支出金及び諸収入を除いて、2市からの負担金で賄っております。負担金の計算方法は、総額の50%を均等割、残りの50%を計画ごみ量割として、平成30年2月策定の計画処理量により按分しております。負担金の額は伊豆市分が3億8,675万6,376円、伊豆の国市分が4億7,605万7,624円となりました。2款1項1目衛生費国庫補助金は、新ごみ処理施設建設工事に係る循環型社会形成推進交付金で、令和2年度の交付額は2億2,218万3,000円でした。3款諸収入のうち、1項1目の雑入は0円、2項1目預金利子は、指定金融機関担保金の利子が10円でございました。4款繰越金は、令和元年度からの繰越金が956万9,747円、繰越明許費の新ごみ処理施設設計・施工監理業務委託料、新ごみ処理施設整備に伴う配水管布設工事及び伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設建設工事に係る繰越明許費繰越金が1億8,172万2,000円で、合計1億9,129万1,747円でございました。以上、歳入合計で収入済額12億7,628万8,757円でございました。

次の10ページ、11ページをお願いいたします。歳入歳出決算事項別明細書の歳出でございます。1款1項1目議会費は、予算現額40万5,000円に対し、支出済額19万462円、不用額21万4,538円で執行率47.03%でございました。こちらの支出につきましては、組合議会運営事業ということで、議会の開催と運営を行うための費用でございます。令和2年度は定例会2回と全員協議会1回を開催いたしました。次に、2款総務費のうち、1項総務管理費、1目一般管理費は、当初予算額4,647万円に補正予算で956万9,000円を増額した、予算現額5,603万9,000円に対し、支出済額5,022万7,159円、不用額581万1,841円で、執行率89.63%でございました。こちらの支出につきましては、主に組合派遣職員の人事費負担金、顧問弁護士委託料、組合事務所借上料及びパソコン等機器の借上げに係る費用、過年度構成市負担金精算金等がございました。次に、2項監査委員費、1目監査委員費は、予算現額23万4,000円に対し、支出済額18万5,709円、不用額4万8,291円で、執行率79.36%でございました。こちらの支出につきましては、監査委員運営事業ということで、地方自治法に基づく監査の実施に伴うものでございます。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。3款1項1目清掃総務費は、当初予算10億3,589万1,000円に、前年度からの繰越明許費繰越額1億8,172万2,000円を合わせた、予算現額12億1,761万3,000円に対し、支出済額8億5,054万3,339円、翌年度繰越明許費繰越額3億6,199万8,000円、不用額507万1,661円で、執行率69.85%でございました。こちらの支出は、新施設整備事業ということで、新ごみ処理施設建設に伴う事業に係る費用でございます。令和2年度の主な事業としては、(仮称)伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設建設工事、新ごみ処理施設設計・施工監理業務及び新ごみ処理施設整備に伴う配

水管布設工事を前年度からの繰越明許分と併せて実施しております。単年度の事業としては、受電接続工事費負担金を支出いたしました。繰越明許費 3億6,199万8,000円につきましては、先ほど、報告第1号の繰越計算書の説明で申し上げたとおりでございます。

4款1項1目予備費の支出はございませんでした。以上、歳出合計で支出済額9億114万6,669円、繰越明許費繰越額3億6,199万8,000円、不用額1,314万6,331円でございます。

続いて、14ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額12億7,628万9,000円、歳出総額9億114万7,000円、歳入歳出差引額3億7,514万2,000円、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が3億6,199万8,000円ですので、実質収支額は1,314万4,000円になります。

続いて、16ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。1の公有財産のうち、まず（1）行政財産の土地及び建物につきましては、前年度末と変更ありません。こちらについては、平成27年度に取得した施設の建設用地でございます。（2）普通財産の土地及び建物、（3）山林、（4）物件の取得はございません。

18ページをお願いいたします。（5）有価証券、（6）出資金及び出捐金もございません。2. 物品につきましては庁用車1台で、前年度末と変更ありません。3. 債権、4. 基金はございません。

なお、地方自治法第233条第5項に定める、主要な施策の成果を説明する書類としての「事業別決算概要報告書（令和2年度）」は別添のとおりでございます。

以上で、令和2年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

○議長（ 笹原恵子君） 説明が終わりました。ここで、監査委員から決算審査の意見書が提出されておりますので、意見書の補足説明を求めます。鈴木監査委員。

〔監査委員 鈴木俊治君登壇〕

○監査委員（鈴木俊治君） 議会選出の監査委員、鈴木でございます。議案第6号「令和2年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計歳入歳出決算の認定について」、審査を実施した結果と意見を述べさせていただきます。

議案書の7ページをお開き願いたいと思います。去る6月25日、伊豆市役所中伊豆支所3階第5会議室におきまして、令和2年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計決算審査を実施いたしました。歳入歳出決算書及びその他関係書類は、いずれも関係法令に適合し、かつ決算内容については計数的に正確であり、予算の執行状況も適正であると認められました。審査を実施した結果、監査委員として、審査意見を述べさせていただきましたので、申し上げます。

第1点目は、組合予算の適正な執行について、であります。今後も地方自治法第2条第14項に規定されているとおり、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、適正な予算執行をお願いいたします。令和4年12月末の新施設完成に向け、工事費の適切な執行管理に留意してください。

第2点目は、新施設整備事業について、であります。新ごみ処理施設建設工事は、両市にとっても数十年に一度の大規模事業であります。現在も施工監理業務に加え、技術支援業務を委託し、専門家と緊密に連携しながら事業を進めております。令和4年12月末の完成に向けて、安全に、着実に事業が進捗するよう、最大限努めてください。引き続き、周辺環境、近隣住民等への配慮を十分に行うようお願いいたします。

第3点目は、市民への情報提供について、であります。市民への情報提供として、組

合ホームページに事業進捗状況を毎月掲載しております。あわせて「新ごみ処理施設建設ニュース」が発行されました。今後も市民に対しての情報提供に積極的に取組んでいただくようお願いします。

審査の結果及び審査意見につきましては、以上であります。

○議長（ 笹原恵子君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。申し合わせによる本案に対する質疑の通告はありませんでしたので、質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論はございますか。

（「はい」の声あり）

○議長（ 笹原恵子君） 討論がありますので発言を許可します。最初に、本案に対する反対討論から行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（ 笹原恵子君） 次に、本案に対する賛成討論を行います。賛成討論はありませんか。

○議長（ 笹原恵子君） 2番、青木議員。

〔2番 青木靖君登壇〕

○2番（青木靖君） 2番、青木靖です。議案第6号「令和2年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計歳入歳出決算の認定について」、賛成の立場から討論を行います。

令和2年度の当組合会計は、歳入総額12億7,628万8,757円、歳出総額9億114万6,669円、歳入歳出差引額3億7,514万2,088円となり、うち翌年度へ繰越すべき財源額を3億6,199万8,000円とし、実質収支額は1,314万4,088円となりました。

歳入の内訳を見ると、両市の負担金は、伊豆市分3億8,675万6,000円余、伊豆の国市分4億7,605万7,000円余。国からの循環型社会形成推進交付金が2億2,218万3,000円、その他に繰越金1億9,129万1,000円余などとなっています。

歳出の主なものとしては、総務費では組合職員5人分の人物費負担金3,859万2,000円余、令和元年度決算剰余金を両市へ返還した負担金の精算金は、伊豆市分が428万9,000円余、伊豆の国市分が528万円余でした。衛生費については、そのうち新ごみ処理施設建設工事は、現年分6億360万4,000円、繰越明許費が1億7,787万6,000円で、令和2年度については設計業務に加え、造成工事、土木建築工事が始まりました。令和3年度への繰越明許3億5,812万円となっています。同設計施工監理業務については、現年分4,927万円、繰越明許費331万円で、令和2年度は実施設計審査、施工監理が実施されています。令和3年度への繰越明許387万8,000円となっています。また、同施設整備に伴う配水管布設工事に、現年分894万3,000円、繰越明許37万4,000円が、同施設と配送電事業者の送電線、配電線を接続し、発電した電力を売電するための受電接続工事費負担金89万3,000円が支出されています。その他として、公益社団法人全国都市清掃会議に対して、設計、建築工事についての技術支援業務委託料583万円が支出されており、専門家と連携しながら業務が進められていることが確認できます。令和2年度は、これまでのボーリング調査や元年度の設計業務を受け、4月から造成工事が着手されたものの、ごみピット部の工事に伴い、基礎部分の強度を補う必要が生じる原因となる、強変質の凝灰質砂岩を含む岩盤を掘削搬出するにあたり土壤分析を行ったところ、自然由来の重金属類が含まれていることが判明、その後3か月にわたり静岡県と対応を協議することとなりました。これにより、工期の延長など、計画変更を余儀なくされることになりましたが、県の

指導どおり土壌汚染対策法に基づく手続きを行うなど、慎重な対応を取ったことにより、結果として、重金属類を含む残土は神奈川県の専門の事業所に搬送後、正しく処理され、その後の適切な岩盤除去や地盤の改良工事により、安心安全で、設計どおりの強度が確保された施設を造り上げることにつながったと考えられ、今回の一連の対応については、評価することができると、私は判断をいたします。

新ごみ処理施設は、令和4年12月の完成を目指しています。両市とも稼働中の焼却場施設は老朽化が著しく、一日も早い新施設への移行が最善であります。

伊豆市議会の議会だより最新号では、その表紙で、新ごみ処理施設の工事、施設東側での国の直轄砂防ダムの工事、施設周辺の静岡県による道路拡張工事、これらが一体的に進んでいる様子を紹介しました。今後とも、事業の進捗にあたっては、近隣住民の皆様へ十分配慮し、安全かつ着実に進めていただこうとことを希望し、令和2年度決算の認定についての賛成討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（笹原恵子君） 他にありませんか。

それでは、これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。

議案第6号「令和2年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計歳入歳出決算の認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（笹原恵子君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（笹原恵子君） 日程第8、議案第7号「令和3年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第1回）」を議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。管理者。

〔管理者 菊地豊君登壇〕

○管理者（菊地豊君） 議案第7号について提案理由を申し上げます。本案は、組合会計予算の総額に歳入歳出それぞれ1,314万4,000円を追加し、予算総額を68億9,714万4,000円とするものです。詳細について、事務局長に説明をさせます。

○議長（笹原恵子君） 事務局長に内容説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 原田一郎君登壇〕

○事務局長（原田一郎君） それでは、議案第7号「令和3年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第1回）」の内容の説明をさせていただきます。

議案書の別冊、表紙右上に「別冊」と記載してございます冊子の、1ページをお願いいたします。今回の補正是、第1条第1項にあります、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,314万4,000円を追加して、予算総額を68億9,714万4,000円とするものでございます。

次の2ページ、3ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正です。2ページの歳入です。補正額は、4款繰越金、1項繰越金が1,314万4,000円の増額となり、歳入合計は補正前の額68億8,400万円に補正額1,314万4,000円を追加して68億9,714万4,000円とするものでございます。

次に3ページをお願いします。歳出でございます。補正額は、2款総務費、1項総務管理費が1,314万4,000円の増額となり、歳出合計は補正前の額68億8,400万円に補正額

1,314万4,000円を追加して68億9,714万4,000円とするものでございます。

次の4ページからは、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。6ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入です。4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1,314万4,000円の増額は、令和2年度決算で生じた歳入歳出差引額3億7,514万2,088円から、繰越明許費繰越額3億6,199万8,000円を減じた1,314万4,088円を令和3年度に繰越すためのものでございます。当初予算に1,000円計上してございますので、補正額は1,314万4,000円となります。

次に8ページ、9ページをお願いいたします。事項別明細書の歳出です。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を1,314万4,000円増額し、22節償還金利子及び割引料、過年度構成市負担金精算金として、令和2年度から繰越した剩余金を構成市に返還いたします。

以上で令和3年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第1回）の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（ 笹原恵子君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。申し合わせによる本案に対する質疑の通告はありませんでしたので、質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論はございますか。

○議長（ 笹原恵子君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。

議案第7号「令和3年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第1回）」を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（ 笹原恵子君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（ 笹原恵子君） 日程第9、議案第8号「伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約の一部変更について」を議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。管理者。

[管理者 菊地豊君登壇]

○管理者（菊地豊君） 議案第8号について提案理由を申し上げます。本案は、建設工事請負契約について契約金額が変更となることから、議会の議決を得ようとするものでございます。詳細について、事務局長に説明をさせます。

○議長（ 笹原恵子） それでは、事務局長、内容説明をお願いします。事務局長。

[事務局長 原田一郎君登壇]

○事務局長（原田一郎君） それでは、議案第8号「伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約の一部変更について」の内容説明をさせていただきます。議案書の13ページをお願いいたします。伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事につきましては、表に記載のとおり、令和元年9月25日の組合議会臨時会において、請負契約の議決をいただきました。その後、令和2年2月6日の組合議会定例会において、消費税及び地方消費税の税率改正に伴う契約金額変更について、また、令和3年2月9日の組合議会定例会において、契約期間を3ヶ月延長する契約期間

変更の議決をいただいております。

今回は、変更前の契約金額、税込102億8,500万円に、2億7,665万円を追加し、変更後の契約金額、税込105億6,165万円とするものでございます。

変更の理由及び工事の概要につきまして、ご説明させていただきます。議案書の14ページの参考資料をお願いいたします。まず、地歴調査、検体採取ボーリング調査・分析及び岩盤処分工事について、でございます。ピット部の掘削で発生する岩盤については埋戻しに適さないため、場外搬出するにあたり、土壤分析を行ったところ、土壤汚染対策法による基準値を超える自然由来の重金属類が含まれていることが判明いたしました。このことにつきまして、土壤汚染対策法の所管である静岡県との協議により、同法に準じた調査及び岩盤処分を行うこととなつたため、追加の費用が発生することとなりました。地歴調査、検体採取ボーリング調査・分析につきましては、土壤汚染対策法に基づき、岩盤より検出された重金属類が自然由来であることを証する書面の作成、岩盤上部の地層への重金属類の溶出がないことを確認するための検体採取及び分析、地下水への影響等を確認するための調査を実施しており、周辺の安全への影響がないことを確認しております。岩盤処分工事は、重金属類を含む岩盤層につきまして、土壤汚染対策法に準じ、法で許可された処理施設への運搬処分を実施いたしました。搬出先は横浜市神奈川区の施設で、処分量は6,213トンとなり、専用の運搬車両でのべ292台分の搬出処分を行いました。増加額は税抜きで、地歴調査、検体採取ボーリング調査・分析が447万円、岩盤処分工事が1億8,640万円でございます。

次に、不等沈下対策工事として実施しました、柱状改良工事について、でございます。受注後の詳細なボーリング調査により、脆弱な強変質の膨張性地山の分布が確認され、地盤の不等沈下対策を追加して行うための費用が発生することとなりました。この柱状改良工事は、地盤の不等沈下を抑制するため、直径1,500mm、深さ10mの、26本の円柱のコンクリートの柱を地中に築造するものでございます。こちらの増加額は税抜きで6,063万円でございます。

以上の増加額に、消費税及び地方消費税相当額の2,515万円を加えた今回の増加額の合計は2億7,665万円でございます。今回の追加費用の原因となった事象につきましては、組合が入札公告時に提示した地質データからは予見できなかつたことであると認められるため、建設工事請負契約款第70条第1項第3号に該当することを確認し、同条第5項の規定により追加費用を負担しようとするものでございます。

なお、当変更契約につきましては、令和3年7月16日付けで仮契約を締結しております。以上で、議案第8号「伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約の一部変更について」の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（笹原恵子君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「はい」の声あり）

○議長（笹原恵子君） 4番、杉山議員。

〔4番 杉山誠君登壇〕

○4番（杉山誠君） 4番、杉山誠です。議案第8号「伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約の一部変更について」、質疑をさせていただきます。

この請負契約の一部変更については、今日の説明、また、7月14日の全協でも説明をいただいているのですけれど、当初予見できなかつた不測の事態というふうに捉えられ

るかと思います。この追加費用の負担についてですけれど、今、示されましたけれど、こういった予見できなかつたことについて、請負契約書に明記されているという説明がありましたけれど、もう少しこの契約内容というか、そういったものの説明をお願いしたいと思います。

それから、工事を行う側にとっては、今回の追加費用以外の部分でも、工期延長に伴う費用が発生していると考えられます。現場代理人を常駐させるであるとか、3か月間他の仕事へ入れないとか、色々な工期延長に伴う負担が事業者にとって大きいということを聞いておりますけれど。そのような、様々な業者側にとっての経費の増加分などは、どうしても発注者に比べて受注者、そして下請けに行くほど弱い立場に置かれますので、そういう下請け、地元でも大勢の方が働いておりますけれど、負担のしわ寄せがいっていないかということがあります。そのような、近年は発注者、受注者、平等の立場で事業を進めることができ求められておりますけれど、その辺のところは、十分な協議が行われたと思いますけれど、どのようなことになっているでしょうか。お願いいたします、以上です。

○議長（ 笹原恵子君） ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。事務局長。

[事務局長 原田一郎君登壇]

○事務局長（ 原田一郎君） ただいまのご質問につきましてお答えさせていただきます。

まず、一つ目のご質問でございますが、契約書に明記しているのかということでございます。今回、建設工事請負契約約款第70条におきまして、発注者に起因する条件変更についての取り決めが明記されております。同条第1項第3号では、条件変更に該当する事実として「事業実施区域の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等、要求水準書及び入札説明書等から合理的に予想される自然的又は人為的な施工条件と実際の事業実施区域が一致しないこと」と規定しております。今回の、搬出処分の対象となりました岩盤層に土壤汚染対策法の基準値を超える重金属類が検出された事実と、不等沈下対策が必要な岩盤層が存在した事実については、入札時に組合から提示している条件からは事前に予見できなかつたこととして、この条項に該当することを確認いたしました。同条第5項では、「第1項各号に掲げる事実に起因して、本施設の施工に関して受注者に追加費用及び損害が発生した場合、発注者は、当該追加費用及び損害を合理的な範囲で負担する」と規定しており、事業者と協議を行いました結果、本日上程しております変更契約を行い、追加費用を負担することになります。

二つ目のご質問でございます。下請けの事業者に負担のしわ寄せがないか、ということでございますが、本年2月に議決をいただきました3か月間の工事期間の延長と、今回の追加費用分の変更契約につきましては、その原因となつた事象を確認した時点から、発注者である組合と、受注者及び施工監理事業者、技術支援事業者と詳細に協議を行つており、工期延長の期間や追加費用の内容及び金額については、発注者と受注者双方が合意した結果となっております。対象となります追加費用は合理的な範囲で負担する、ということで、当然、過大な費用負担とならないように精査を行つておりますが、発注者が一方的に決定した金額ではなく、下請け事業者を含め、受注者に過度の負担を強いるものではないと考えております。以上でございます。

○議長（ 笹原恵子君） 再質疑はございますか。

○4番（ 杉山誠君） ありません。

○議長（ 笹原恵子君） それでは、他にはありますでしょうか。

○議長（ 笹原恵子君） それではこれにて質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。討論はありますか。

（「はい」の声あり）

○議長（ 笹原恵子君） 討論がありますので発言を許可します。最初に、本案に対する反対討論から行います。反対討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（ 笹原恵子君） 次に、本案に対する賛成討論を行います。賛成討論はありますか。

○議長（ 笹原恵子君） 2番、青木議員。

〔2番 青木靖君登壇〕

○2番（青木靖君） 2番、青木靖です。議案第8号「伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約の一部変更について」、賛成の立場から討論を行います。本件は、伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約について、契約金額を変更前の102億8,500万円から2億7,665万円増額し、105億6,165万円の契約額に変更するものです。

今回の契約額の増額は、ごみピット部他のボーリング調査により、脆弱な強変質の膨張性地山、変質凝灰質砂岩層が確認されたことに端を発しています。ピット部の工事を進めるにあたり、空気に触れることで脆く崩れやすい性質の岩盤層を掘削除去すること、さらにこの砂岩が埋戻しに適さないため、外部への搬出を計画していたところ、この土壤から重金属類が検出されたため、静岡県生活環境課との協議の結果、土壤汚染対策法に基づいて処理を行うこととなり、加えて、脆弱な地盤による不等沈下対策のため、追加の工程が生じることとなったものです。これらは、組合が入札公告時に提示した地質データからは予見できなかつたことであると認められるため、建設工事請負契約約款第70条第1項第3号に該当することを確認し、同条第5項の規定により追加費用を負担しようとするもの、との説明がありました。

増加額の内訳は、土壤汚染対策法に基づく静岡県との協議により、地歴調査及び凝灰質砂岩層の上部の土壤の検体採取ボーリング・土壤溶出量試験分析に447万円、土壤汚染対策法に定める重金属類の土壤溶出量基準超過が確認された凝灰質砂岩層について、同法に準じた搬出、処分及び環境保全対策が必要となつたための岩盤処分工事に1億8,640万円、地下ピット部の地盤調査及び解析により不等沈下の発生が予測されることが判明し、対策工事が必要となつたための不等沈下対策工事、柱状改良工事に6,063万円、消費税相当額2,515万円、合計2億7,665万円となるものです。

本件については、先に行われた全員協議会において、金額の妥当性についてなど、質疑が交わされており、次のような点が確認されています。

岩盤処分工事については、処分量6,213トンに対して、汚染土壤処理業の許可を有する神奈川県横浜市の処理業者まで約140kmの距離を、飛散防止等の設備を備えた専用車両で292台分、搬出費が1トン当たりの単価1万3,380円、同セメントリサイクルによる処分費が1トン当たり単価1万4,480円であること。掘削についての費用は当初の予定に入っていること。

また、不等沈下対策工事については、地盤が傾いて沈下することを抑制するため、円柱状に地盤を掘削しコンクリートを流し込むことで、直径1.5m、深さ10mの円柱状の杭を26本、地中に築造するものであること。これは専門的な技術者が関わって工法の選定を行ったこと。

今回の工事は、単年度の工事ではなく、4年間の工事の一部であり、本件は予算の要求ではなく、契約額の増額であること。本事業は建設・運営合わせて172億で入札・契約されており、予算については債務負担行為で建設、運営合わせて204億の限度額が設定されていて、その範囲内での増額であること。その他、追加工事の内訳書等に基づいて確認がなされたところあります。

また、本工事に伴う工事期間の延長については、既に本年2月定例会において可決済みであり、今回、数量等の確定により、契約額の増額の議案提案に至っています。今回の工事そのものは、新ごみ処理施設の建設において必要で欠くことのできない工事であって、この工事の実施の妥当性や工事金額の算出についても理解ができるものであると判断をいたします。

その上で一点、今後、工事期間の延長や契約額の変更等、同様の事案が発生した際に備えて、今後の新しい課題の発生や、発生の際にはその新しい課題の内容、工事の変更内容について、検討の段階で議会に報告するなど、今回の件を踏まえて対応を検証していただきたいと思います。

以上、新ごみ処理施設の令和4年12月、予定どおりの完成に向けて、再度、安全かつ着実な工事を進めていただくことをお願いして、賛成討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（ 笹原恵子君） 他にありませんか。

それではこれにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。議案第8号「伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約の一部変更について」、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（ 笹原恵子君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（ 笹原恵子君） 日程第10、議案第9号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の指定金融機関の指定について」を議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。管理者。

〔管理者 菊地豊君登壇〕

○管理者（菊地豊君） 議案第9号について提案理由を申し上げます。本案は、令和4年1月1日から、令和5年12月31日まで、三島信用金庫を当組合の指定金融機関として指定するため、地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により、議会の議決をいただくものでございます。なお、指定金融機関については、効率的に会計処理を行うことができるよう、当組合の出納事務を委託している伊豆市に合わせて指定しております。以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（ 笹原恵子君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論はございますか。

○議長（ 笹原恵子君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

○議長（ 笹原恵子君） これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。

議案第9号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の指定金融機関の指定について」を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（ 笹原恵子君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（ 笹原恵子君） 以上で、本定例会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会で議決された事件の字句及び数字、その他の整理をするものにつきましては、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会規則第39条の規定に基づき、その整理を議長に委任していただきたいと考えますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（ 笹原恵子君） 異議なしと認めます。よって、整理は議長に委任、とさせていただきます。

これにて令和3年第2回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午前11時08分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 笹原恵子

署名議員 山木昭彦

署名議員 黒須淳美